

令和7年度 活動予算書

令和7年11月1日から令和8年10月31日まで

特定非営利活動法人 火山里山保全交流会

科目	金 額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	40,000		
賛助会員受取会費	0		
		40,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4 事業収益			
森林の適正間伐の実施及び竹林整備事業事業			
まちづくりに関する事業事業収益	210,000		
		210,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
		0	
経常収益計			250,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費	30,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	30,000		
(2) その他経費			
会議費	89,000		
旅費交通費	5,000		
施設等評価費用	5,000		
減価償却費	50,000		
支払利息	20,000		
.....	45,000		
その他経費計	6,000		
その他経費計	220,000		
事業費計		250,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			
役員報酬			
法定福利費			
福利厚生費			
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
保険料			
リース料			
雑費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			250,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
2			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
2			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)			123,433
次期繰越正味財産額			123,433

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 2 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 3 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。

令和8年度 活動予算書

令和8年11月1日から令和9年10月31日まで

特定非営利活動法人 火山里山保全交流会

科目	金 額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	40,000		
賛助会員受取会費	0		
		40,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4 事業収益			
森林の適正間伐の実施及び竹林整備事業事業			
まちづくりに関する事業事業収益	210,000		
		210,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
		0	
経常収益計			250,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費	30,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	30,000		
(2) その他経費			
会議費	89,000		
旅費交通費	5,000		
施設等評価費用	5,000		
減価償却費	50,000		
支払利息	20,000		
.....	45,000		
その他経費計	6,000		
事業費計	220,000		
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			
役員報酬			
法定福利費			
福利厚生費			
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
保険料			
リース料			
雑費			
その他経費計	0		
管理費計			
経常費用計			
当期経常増減額			250,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
2			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
2			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)			123,433
次期繰越正味財産額			123,433

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 2 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 3 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。